

II 取組結果

第5次の行動計画においては、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までの3年間の計画として、5つの施策の方向、24の推進施策、45の取組を位置付け、それぞれの所管課において362の事業を実施したほか、重点的に取り組む必要があるものについては、計画期間における重点的取組に位置付けました。

今回、第5次の行動計画の3年間の総合的な評価をするため、この間の実施状況及び達成度について、所管課に対する調査を実施しました。また、本計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定しました。5つの指標は、すべて川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を出典としています。

これらの調査結果を踏まえ、推進施策ごとに取組状況を確認し、施策の方向及び重点的取組ごとに総合的な評価を行いました。

1 行動計画全体の取組状況と評価等

施策の方向Ⅰ 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援

市民が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識が普及するために、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

推進施策(1)～(3) 計56事業

B(=目標を上回って達成)：1事業、 C(=目標をほぼ達成)：55事業

成果指標

「子どもの権利条例」を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
45.0% (子ども：11～17歳)	52.5%	48.0%以上
31.9% (大人：18歳以上)	33.2%	34.0%以上

設定の理由：子どもの権利について明示した条例を知っている市民が増えれば、子ども自身及び子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。

〈取組状況〉

推進施策(1)

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する普及啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

毎年、異なる区において「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催し、その集客数

の増加のため、開催区における広報を強化しました。チラシや市政だより等で広報を重ねてきたことで、市民に広く事業について認識されるようになり、新規団体の参加も増えました。

推進施策(2)

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

小学生版と中高生版の子どもの権利学習資料を作成し、市内公立小学校と中学校及び教職員に配布して子どもの権利学習を推進しました。子どもの権利学習検討委員会を毎年開催し、有識者や教職員から出された意見をもとに学習資料を見直し、現在の子どもの実態に合わせた取り組みやすいものにしました。

公民保育所等施設長及び職員を対象とした各種会議や研修において、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基づいた保育活動を推進しました。

推進施策(3)

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

「すくすく子育てボランティア」の養成及びボランティア連絡会等の母子を支える地域の連携事業を実施するとともに、区役所等で実施する子育て家庭を支援する事業を強化しました。

青少年育成連盟による「中高生リーダー研修」への支援として、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなどの広報活動等を行うことにより、団体活動の活性化と相互の連携促進を図りました。

各区で開催される子ども支援に関するネットワーク事業や子育てに関するイベントを通じて、市民や市民活動団体相互の連携とネットワークの構築を推進しました。各団体の出展を通じて、団体間で連携を深めることや市民が地域の子育て支援団体とつながることのきっかけとなっています。

〈総合評価〉

- 広報・啓発については、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催地区での広報を強化することで、集客数の増加や新規団体の参加につながっています。
- 子どもの権利学習については、毎年、子どもの権利学習検討委員会による学習資料の見直しがなされており、また、公民保育所等の施設長及び職員に対しては、各種会議や研修において保育の中の人権として子どもの権利を扱うことで、より身近に感じられ、関心を高めることができます。
- 各種の子どもに関わる事業により、母子を支える地域の連携の強化やネットワークづく

りをすることができています。また、子ども支援の会議を定期的に行うことで、課題認識の共有や連携が円滑になるなどの成果を出すことができています。

○市民の条例への関心を高め、理解を更に深める取組が必要です。イベントについては、改めて趣旨を確認し、実施の方法や内容について考えていく必要があります。

成果指標として設定した、「子どもの権利条例」を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合については、子ども、大人ともに増加したものの、大人は目標を達成することができませんでした。

子どもの権利を保障していくためには、特に、大人に対して子どもの権利について明示した条例の認知度を上げる取組の方法を改めて検討する必要があります。

〈委員会の意見〉

推進施策（１）は、子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する広報・啓発事業を市と市民の協働のもとに行うものである。

「かわさき子どもの権利の日のつどい」は、かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後において開催される市民企画事業と併せ、平成12(2000)年から市が継続している普及啓発活動の目玉となる事業である。毎年異なる区を巡回して開催し、開催地区での広報を強化するとともに、チラシや市政だよりで広報を重ねてきたことで、子どもの権利の日の市民への周知と、市民企画事業の新規参加団体の増加につながっている。

また、同時期の小、中、高等学校の全児童生徒と各施設へのリーフレットの一斉配布も、毎年続けることにより、子どもの権利の普及啓発に一定の効果を上げてきたといえる。

今後は、子どもの権利の広報、普及活動の継続とともに、市民の条例への関心と理解を更に深める取組が必要ではないだろうか。イベントの開催に際しても、集客の数だけにとらわれることなく、常に子どもの権利との関連性について考え、その趣旨にのっとった内容として、市民との協働において実施していくことが大切であろう。

推進施策（２）は、子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進するものである。

具体的取組として、毎年の市内公立小、中学校及び教職員を対象とした学習資料の作成において、子どもの権利学習検討委員会の意見を基に、子どもの実態に合わせた内容に改定し、現場で活用しやすいものになっている。また、保育所等の施設長及び職員、子育て支援関係者等への研修や会議などで、講師を派遣しての講義、グループワークの実施等、広報・啓発活動を行っている。

今後の課題としては、各学校での権利学習の取組状況に違いがあるため、具体的な

取組事例を学校同士で共有するなど、子どもの権利学習を推進していくための工夫が更に必要だと思われる。その中において、大幅に増加している外国につながりをもつ児童生徒への理解を深める研修など、多文化共生教育からの視点も不可欠であろう。

さらに、職員研修等での参加者の固定化を避け、幅を広げることや、保護者への権利学習の推進についても、PTA家庭教育学級などに参加できない家庭へのアプローチなどは、今後も検討の必要があるだろう。

そして、なにより忘れてはならないのが、子どもたち自身が子どもの権利について理解することである。川崎市子ども会議や行政区及び中学校区子ども会議等を活用し、子どもの権利を確認する機会を更に増やし、子ども同士、また活動を支える大人との対話の中で、より理解を深めていくことが大切である。

推進施策（3）は、子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行うものである。

具体的取組としては、①子育てボランティアの養成及びボランティア連絡会を実施するなど、家庭を支援する地域づくりに関わる事業との連携強化、②中高生リーダー研修を運営する青少年育成連盟への助成、各団体の活動紹介リーフレットや会報誌の配布などの広報活動への支援、③子育てネットワーク会議や子育てフェスタを通じての、市民や市民活動団体との連携、ネットワークの構築を推進することが挙げられる。

所管課の自己評価では、概ね3年間を通して各区内での子ども子育てに関わる団体や関係機関との情報交換や交流を継続してきたことにより、相互協力の実現と、連携を深めることにつながるなど成果を出すことができていることは大いに評価できる。

しかし一方、関係団体の高齢化による担い手不足、会議参加者の減少などの課題を抱える事業もあるため、各区が連携しながら課題を共有し、必要な情報提供を相互に行うことが必要ではないだろうか。

また、子育てフェスタ、子どもフェアに関わるイベントや会議が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になったものもあった。推進施策（1）、（2）、（3）すべてにおいて言えることだが、今後も状況によりイベントや会議の縮小、中止を余儀なくされることも予想される。事業の実施にあたっては、その趣旨に沿った新しい取り組み方を検討する必要があるだろう。

【今後の方向性】

子どもに関する各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、見直しをする必要があります。子どもの権利保障の視点を持ちながら、新しい取り組み方を検討していきます。

施策の方向Ⅱ 個別の支援

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

推進施策(4)(5) 計 51 事業

C(=目標をほぼ達成) : 51 事業

成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「ときどき思う」と回答する割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
79.4% (子ども : 11~17 歳)	86.3%	83.0%以上
60.9% (大人 : 18 歳以上)	75.4%	65.0%以上

設定の理由 : 子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合が推測できるため。

〈取組状況〉

推進施策(4)

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

外国につながる子どもに対しては、保育園だより等にルビを振ることや、やさしい日本語で表記することで、読みやすくなるように工夫しました。小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者には、「外国人保護者用就学ハンドブック」を配布し、日本の学校制度や就学に関わる手続等について伝えました。また、新たにタイ語、ネパール語も翻訳し、全部で9言語に対応できるようにしました。

性的マイノリティへの支援の取組では、イベント時に性的マイノリティに関するパネル展示や、関係団体のリーフレット等の配布を行うなど、人権意識の普及活動を行いました。また、職員研修、映画上映や講演会を通じて、職員や市民の理解を深める取組を推進しました。

障害のある子どもに対しては、障害者総合支援法等に基づくサービスの充実や点字版も含めた冊子による情報提供を行いました。また、各区で障害のある子どもを持つ親への支援を行い、育児に対する不安の軽減や育児負担の軽減を推進しました。

児童養護施設等に入所する子どもや里親に委託した児童に対しては、「子どもの権利ノート」の配布や説明を行い、児童の権利保障を図りました。

推進施策(5)

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

多文化共生社会の実現に向け、民族文化講師の派遣により、さまざまな国の文化体験をすることで、互いの文化の違いや良さを認め合う意識の向上を図り、外国籍の児童生徒の人間関係づくりを推進しました。また、福祉に関する冊子の配布やさまざまな職種や地域人材との交流・体験事業を実施することで、多角的な視野や共生意識を育てる機会をつくりました。

かわさき共生*共育プログラムにおいて、学校での取組を支援するエクササイズ集を改訂しました。新エクササイズを中心としたワークショップ形式の全市担当者研修会を開催し、学校での教育活動の充実を図りました。

〈総合評価〉

○それぞれの所管課で、さまざまな状況に置かれている子どもに応じた支援に取り組むことができています。多文化共生社会の推進のために、外国につながるのがある市民に対してさまざまな支援を行うことができおり、また、性的マイノリティの方、障害のある方等への支援や普及啓発も所管課で取り組み、偏見や差別をなくすための取組が推進できました。

成果指標として設定した、子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「ときどき思う」と回答する割合については、子ども、大人ともに目標を達成することができました。

多様性を重んじる川崎市として、今後もさらに共生社会の実現のための取組を推進していきます。

〈委員会の意見〉

推進施策(4)は、国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うものである。

具体的取組として、①多言語の情報提供、通訳や日本語指導者の派遣等の外国につながる子どもへの支援の取組、②思春期相談等の性的マイノリティや男女平等に関わる支援の取組、③障害についての各種相談、発達支援事業等の取組、④子どもの権利ノートの活用等の児童養護施設に入所している子どもへの支援、適応指導教室(ゆうゆう広場)等の不登校の子どもへの支援の取組がある。

①について、通訳及び翻訳支援事業等の仕組みがあることは、外国人の保護者にとってとても助かるものである。保護者がより安心できるように、通訳者と保護者とのコミ

コミュニケーションを十分にとることが重要である。日本語指導等協力者の派遣事業について、日本語指導が必要な児童生徒に対し、児童生徒の母語を話して初期段階を支援することができる協力者を派遣するなど個人に応じた支援ができていることは評価したい。先生と母国語で話せることは、子どもが自分に自信を持ち、安心して生活するために重要である。

②について、性的マイノリティ人権関連事業において性的マイノリティの課題を明らかにし、さまざまな手法による市民向けの広報を展開したことは評価できる。今後とも、情報が必要な子どもに届くように、わかりやすい内容での広報を行う等、子どもが知る機会、参加できる機会を提供することが必要であろう。

③について、地域での生活を支援するための障害福祉サービスがあるが、障害のある子どもの居場所があることは、子どもにとっても家族にとっても安心できることである。子どもが豊かな地域生活を送ることができるように、今後の一層の充実を期待したい。

④について、子ども夢パークや適応指導教室（ゆうゆう広場）など、不登校の子どもの居場所を提供し、支援を行ったことは評価できる。子どものさまざまな状況を理解し支援につなげることが重要であるため、学校等の関係機関と連携しながら、地域のさまざまな場所で子どもの居場所ができることが望まれる。

推進施策（5）は、さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進するものである。

具体的取組として、多文化共生や障害への理解を進めるための啓発・広報、多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」の取組がある。

「民族文化講師ふれあい事業」により民族文化講師を学校に派遣することは、多文化教育の重要な取組である。特定の国や地域に偏ることなく、より多様な文化を学び、体験する機会を作ることが子どもの権利にとって大切である。ぜひ多種多様な世界がある事を知ってもらえたらと願っている。

【今後の方向性】

外国につながる子どもの支援については、ニーズの増加に合わせた一層の充実に取り組んでまいります。多文化共生社会の実現のために、今後も多様な国や地域への理解を進めるための啓発・広報等の取組を推進していきます。

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

※育ち・学ぶ施設とは、条例では、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校、専修学校各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設としています（条例第2条第1項第2号）。

推進施策(6)～(16) 計 185 事業

B (=目標を上回って達成) : 1 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 181 事業、 E (=事業を廃止) : 3 事業

成果指標

「子どもの権利条例」について、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
24.0%	14.3%	15.0%以下

設定の理由：子どもに関わる職員が条例についての理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されることが期待されるため。

〈取組状況〉

推進施策(6)

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

保育園を利用する親等に対して、子どもの権利を理解する必要性について、子どもの権利に関する各種情報提供を行うことで意識向上を図りました。また、子どもの権利の日事業や区のイベント等における資料配布等により、親等の学習の機会につなげました。

推進施策(7)

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

子育てガイドブックの作成及び配布により、子ども・若者に関するさまざまな事業や制度についての情報を提供し、各事業の利用を促進しました。また、各区で発行する子育てに関する情報誌を通じて、子どもの養育を支援する情報提供を行いました。

子どもの発達支援事業、多胎児育児支援事業など各地域で子育てを支援するさまざまな取組を行いました。父親の参加も多く、情報交換や親対象の講演会などを通じて父親同士の子育てへの意識を高めました。

乳幼児や障害のある子どもの親など、多様な悩みを抱える親に対する事業を行うことで、幅広く支援しました。

養育が困難な親等への支援について、ひとり親家庭への相談支援事業、子どもの発達支援事業等により、親等の状況に合わせた相談支援の取組を行いました。

推進施策(8)

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

男女共同参画センター事業やワーク・ライフ・バランス推進事業で開催する就労継続に関する子育て期の男女の支援講座により、仕事と家庭の両立に向けた支援を行いました。

推進施策(9)

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行うことで、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めました。

児童虐待防止に向けて、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を深めて適切な相談支援を実施しました。

児童虐待防止センター事業において、虐待通告及び子育ての不安や悩みへの適切な相談支援により、虐待の早期発見、早期対応に努めました。

11月の児童虐待防止月間を中心に、サッカーチームとの連携による啓発イベントにおいて、500名を超える参加者に対して児童虐待の広報を行いました。

推進施策(10)

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

こども文化センターや子ども夢パークにおいて、利用者である子どもの意見を施設の管理運営やイベントの企画運営に反映し、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備しました。

保育園において、定期的な安全点検や会議を通じて、安全管理についての職員の意識の向上を図りました。また、こども文化センターや学校においては、トイレの改修、バリアフリー化等の施設整備を行いました。

学校において、スクールガードリーダー、学校安全ボランティア、地域交通安全員等の配置と活用により、防犯対策や通学路の見守り活動を実施しました。

推進施策(11)

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

児童相談所、保育園、学校等における子どもの権利の視点からの各種職員研修の実施、体罰に関するリーフレットの配布等を通して、子どもへの虐待及び体罰の防止についての職員の意識の向上に努めました。特に、教職員に対する研修においては、教育委員会事務局と子ども未来局が連携し、条例の趣旨、指導方法の具体事例を伝え、子どもの権利の理解の促進を図りました。

体罰等の相談に対応する電話相談ホットラインなどを案内する相談カードの全児童生徒への配布、「子どもの権利ノート」の児童養護施設等へ入所する子どもへの配布により、子どもが相談しやすい環境の整備を行いました。

推進施策(12)

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

希望する小学校や中学校に講師を派遣して「子どもワークショップ」を開催することが、「安心・自信・自由」をもとにした子どもの権利について、具体事例を通じて知ることができるよい機会となっています。このワークショップを通じて、悩んでいることを誰かに相談することの大切さも学ぶことができ、いじめや虐待の早期発見につながっています。

小学校 114 校において児童支援コーディネーターを専任化し、よりきめ細やかな児童の観察及び見守りができるようになりました。特に、多様な教育的ニーズのある児童への支援について、組織的な対応を行う際の中心として機能させました。

人権オンブズパーソン子ども教室推進事業においては、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、人権オンブズパーソンの認知度を高め、子どもの救済及び回復に努めました。

推進施策(13)

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

保育園において、園内研修を通じて、子どもや保護者に関する情報の扱いや個人情報の適切な管理について周知徹底を図りました。

学校、児童相談所において、相談記録等の個人情報の適正な管理や子どもの処遇に関す

る適正な手続きに配慮し、子どもの権利擁護に努めました。

推進施策(14)

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

子どもが地域の中で安全安心に過ごせるよう、防犯用具の貸与等を行うことにより通学路での見守りボランティアの活動を支援するとともに、青色回転灯装着の公用車でパトロールを市内全域で実施しました。また、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度までに行った防犯カメラ設置補助のうち、90 台が通学路に設置されたことで安全確保の向上を図ることができました。

各区の幼・保・小連携事業においては、幼稚園、保育所等施設及び小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援しました。特に、新 1 年生が小学校生活に楽しく慣れていくことができる環境づくりのため、関係者による連絡会の開催等を通じて交流を図り、取組について共有し、推進していくことによる支援をしました。

地域の寺子屋事業では、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて地域の寺子屋を 38 か所から 55 か所へと増やし、子どもと大人、異世代の子ども同士の交流を促進しました。

推進施策(15)

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

学習支援・居場所づくり事業の実施により、生活保護受給世帯等の小中学生の高校等進学を支援しました。

子ども夢パークにある「フリースペースえん」において、子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等を通じて、不登校の児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実現しました。

推進施策(16)

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

行政区及び中学校区地域教育会議においてそれぞれ子ども会議を開催し、文化、スポーツを通じた子どもの交流を促進したほか、子どもの意見表明や権利学習を支援しました。子ども会議を継続実施することで、子どもたちはもちろん、活動を支える地域の大人にとっても子どもの権利について認識する機会となりました。

〈総合評価〉

- それぞれの所管課が、冊子やホームページ等で子どもの権利や子育てに関する情報を発信しています。冊子の改訂やQRコードの添付等、情報が市民にとってよりわかりやすくなるための工夫をすることで、親等が安心して子どもを養育できるような支援を行うことができています。
- ひとり親、障害のある子どもがいる親、多胎児の親、乳幼児の親等さまざまな悩みを抱える親に対しての各種サービスが提供できています。専門職によるセミナーや会議のほか、参加者同士の交流を通しての情報共有も不安の軽減につながっています。
- 虐待やいじめについて、相談窓口の周知や設置に努めています。近年、インターネットトラブル関連の相談が増加していることから、相談窓口の周知とガイドの内容の更新を毎年行うなど、最新の状況に合わせた取組を行うことができています。
- 各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境が整備できています。また、教育相談やアンケートの実施、専門職の配置により、相談体制を整備することができています。
- 防犯対策事業や交通安全推進事業で、地域で子どもを守る取組が行われています。令和元(2019)年度末までの防犯アプリの累計ダウンロード数が3万回を超えるといった成果も出ています。
- 地域の寺子屋事業においては、新しい寺子屋の開講により、更に多くの子どもたちが地域の大人などとのつながりをもつ学びの場を提供することができています。
- 妊娠期や乳幼児の親に対する各種支援が行われています。妊娠・出産包括支援事業では、妊娠、出産、育児に関する電話相談が平成29(2017)年度の880件から令和元(2019)年度の1358件と増加し、高まるニーズに対応することができています。
- 学習支援・居場所づくり事業において、当初は、対象を生活保護受給世帯の中学生としていたところ、令和元(2019)年度にはひとり親世帯を対象に加えるとともに小学5、6年生まで拡大し、さらに、令和2(2020)年度には一部の教室において小学3年生まで拡大するなど支援が拡充しています。

成果指標として設定した、「子どもの権利条例」について、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合については、目標を達成することができました。

今後も、職員の理解を深めるために、パンフレットの配布や研修等の取組を継続的に推進していきます。

〈委員会の意見〉

推進施策（6）は、親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行うものである。

具体的取組としては、親等の子どもの権利への理解と関心が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供することが挙げられる。

「かわさき子どもの権利の日」に合わせて、市内各学校にパンフレット等を配布するとともに、小学校就学時にも配布することで、保護者が子どもの権利について理解する機会が増えている。今後は、一般市民にも効果的な広報の仕方を検討する必要がある。また、平和・人権学習をはじめ、研修や講演会等の学習機会を提供しているが、継続して取り組み、更に広めていく必要がある。

推進施策（7）は、親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行い、また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めるものである。

具体的取組としては、①さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を実施、②各種の子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的な困窮等により子どもの養育が困難な親等に対する状況に応じた支援の実施が挙げられる。

①について、子育てガイドブックの作成、配布により、子育てに関する情報提供をし、各事業の利用促進につながったが、より多くの人に知ってもらう広報の仕方を検討する必要がある。また、各区が独自の子育て情報誌を発行し、地域のニーズに合わせた情報提供をし、子どもの養育に必要な支援につながったことは評価できる。今後は、子どもを取り巻く環境の変化、多様なライフスタイルに対応できるように工夫していく必要がある。

②について、市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、多岐にわたる子育て相談に応じ、子どもの養育が困難な親等に子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）の利用調整を実施したことは、養育支援だけでなく、子ども虐待の予防的支援としての役割も果たした。今後、更なる事業の充実が必要である。

推進施策（8）は、事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行うものである。

具体的取組として、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に関連する講座として「職場復帰セミナー&カフェ」、「ダブルケア講座（育児と介護）」等、多面的多角的に取り組んできたことは評価できる。また、就労前の高校生向けの出前講座は評価できるが、市民団体とも協力して講座を充実させることが効果的ではないか。事業ナンバー193の課題にあるように「受講者のアンケート結果を参考に」することは大事な視点であり、これは事業者向けの啓発にも適用されたい。

推進施策（9）は、親等による虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行うものである。

具体的取組としては、①児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携による虐待の早期発見、発生の未然防止、②親等による虐待・体罰を防ぐための乳幼児健診の場や訪問事業等での虐待・体罰防止に関する広報・啓発、③各種相談事業や児童相談所、区役所等の関係機関及び地域連携による虐待からの救済及び回復が挙げられる。

①について、要保護児童対策地域協議会の開催を通じて、虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援が実施可能な地域ネットワークは構築されている。今後は、未然防止のために、個別支援会議等を活用し、より効果的、具体的な支援につながるような連携強化が求められる。

②について、乳幼児健診、訪問事業等による広報・啓発は有効であり、更なる強化が必要である。11月の児童虐待防止月間を中心としたサッカーチームとの連携による啓発イベントは効果的であるが、行政と関係機関の協働による育児不安、育児負担軽減につながる啓発を検討する必要もある。

③について、複雑化、多様化する問題に迅速に対応できるよう、児童相談所、区役所、民間相談機関の連携強化、人材の拡充と育成を図っていく必要がある。

推進施策（10）は、子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行い、また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保するものである。

子ども夢パークでの「各種行事の実施にあたって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。」とあるように、推進施策（22）の子どもの意見表明、参加の推進が同時に進められた。こども文化センターにおいても「企画、意見表明を含めて子どもが担う機会」創出の視点が見て取れる。各施設における「子どもが自ら育ち、学べるような環境」への取組でも、まず子ども自身の意見の反映が出発点であろう。例えば、小学校の委員会や中、高の生徒会で、環境整備について話し合うなどのことが求められる。

子どもの安全の確保については、バリアフリー化等の施設整備とともに、通園通学時の安全についても、令和元(2019)年の登戸での殺傷事件を踏まえてスクールガードリーダーや地域交通安全員の配置などが拡充された。この点では、「取組内容」で述べられている「親等や地域の住民との連携」を、どう図っていくのが課題であろう。

推進施策（11）は、育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行うものである。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めるものである。

具体的取組としては、①条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発

すること、②育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めることが挙げられる。

①について、児童相談所、保育園、学校等における「子どもの権利」の視点からの各種職員研修を実施し、条例パンフレットの配布することで、子どもへの虐待・体罰の防止について職員の意識の向上につながっている。今後は、新任、中堅、管理職等、階層別の職員研修を継続的に実施していくことで、理解を深めていくことが必要である。

②について、施設入所児童や里親委託児童に「子どもの権利ノート」を配布することで、子どもの権利擁護が図られているが、委託時だけでなく継続的に取り組むことが必要である。また、相談機関を記載したカードを児童生徒一人ひとりに配布したことは評価できるが、困ったときに相談できる意識を高めていく必要もある。

推進施策(12)は、いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施するものである。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めるものである。

具体的取組としては、①子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進すること、②育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行うこと、③学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進め、また、いじめを行った子どもに対しても必要な支援を実施することが挙げられる。

①について、希望する小学校や中学校に講師を派遣し、子どもワークショップを開催し、具体的な事例を通じて子どもの権利について学ぶ機会が保障されている。権利学習派遣事業については、子ども向けと並行して、教職員向けのワークショップの取組も強化していく必要がある。

②について、教職員研修では、参加体験型プログラムに取り組むことで、子ども一人ひとりの思いを大切にしたい人権尊重教育の理解が深まっていることは評価できる。スクールカウンセラー研修は、教育相談に関する研修を継続し、更に充実した相談活動の実施が期待される。

③について、小学校全校に児童支援コーディネーターを専任化し、よりきめ細やかな児童への支援に配慮されているが、個別支援が必要な児童の増加に対応できるよう検討が必要である。人権オンブズパーソン認知度を更に高めていくとともに、利用促進を

図っていくことが求められる。また、いじめを行った子どもに対しての必要な支援の充実も求められる。

推進施策 (13) は、育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理することである。

具体的取組としては、学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適正に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮することが挙げられる。

保育園、学校、児童相談所等において、個人情報の適切な管理については、職員個々の意識向上が図られてきている。今後も、子どもの最善の利益が損なわれないよう研修を徹底し、意識を高めていくことが必要である。

推進施策 (14) は、子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備する。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援するものである。

具体的取組として、地域の防犯パトロールに対するベストや腕章の貸与でボランティア活動の支援を行い、3年間で90台の防犯カメラの増設への補助を行い、通学路の安全確保を図ってきた。

「こども110番」では、地域の商店の閉店などで、子どもの通学時の見守り機能が損なわれる中で更に役割が求められていると感じる。

各区の幼・保・小連携推進事業を通じて一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の継続的な支援が取り組まれた。また、各区のネットワーク事業は、それぞれの地域の特性に合った取組が求められている。

地域の寺子屋事業では、3年間で38か所から55か所に広がり、地域の子どもと大人、多世代の子ども同士の交流を促進した。各地の寺子屋が、それぞれ違った形態で開催されており、開催場所だけでなくこの点でも更なる広がりが期待される。

推進施策 (15) は、地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守るものである。

具体的取組として、生活保護受給世帯等の小中学生の高校等進学を支援した。令和元(2019)年度からは、中学生だけでなく小学5、6年生までに対象を広げ、13か所447名(前年246名)が利用した。これは、「子どもの貧困」の観点からも評価できる。

子ども夢パークでは、自由な遊びを通して、子どもたちの自分で考え、決めて、判断できる力等を育ててきた。コロナ禍の中でも、子どもの創意が発揮された。また、宮前区の冒険遊び場活動支援事業など、各区において行政だけでなく地域主体の取組の広がりが期待される。

不登校の子どもに対する居場所として「フリースペースえん」、「こどもサポート」、適応指導教室(ゆうゆう広場)は重要な場所となっている。子どもの居場所や保護者の

相談の場は、地域やNPOでも取り組まれており、行政からの広報、支援の充実が求められる。この点では、「子ども食堂」が全国的に、また、川崎市内でも広がりを見せており、行政としても注視していく必要がある。

推進施策(16)は、地域における子どもの自主的な活動を奨励し、その支援に努めるものである。

具体的取組としては、川崎市、7行政区、51 中学校区地域教育会議において子ども会議を継続していることが挙げられる。それぞれに多彩な活動を行っているが、活動を支える地域の大人にとっても子どもの権利について認識する機会となっている。その意味では、地域教育会議も含め「家庭、育ち・学ぶ施設」での、子どもの自主的な活動を支援する大人の側の更なる認識向上が求められている。例えば、地域教育会議の各構成団体においても、この点での視点が求められる。

〔今後の方向性〕

要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、また、児童虐待防止に向けて、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を深めるなど、虐待の発生を未然防止するために、より効果的、具体的な支援につながるような取組を推進していきます。

施策の方向Ⅳ 子どもの参加

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

推進施策(17)～(22) 計 52 事業

C (=目標をほぼ達成) : 52 事業

成果指標

地域の行事や話し合い(子ども会、子ども会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
65.0% (子ども: 11~17歳) 	79.1%	60.0%以下

設定の理由: 地域の行事や話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されと考えられるため。

〈取組状況〉

推進施策(17)

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

子ども会議や行政区及び中学校区の地域教育会議を通じて、子どもの意見表明及び参加を促進しました。子どもたちが自発的に考えて子ども会議のテーマを設定したことで、子どもたち自身が自分の課題として意欲的に活動に取り組み、川崎市について考えることができました。また、地域教育会議においては、活動を支える地域の大人が子どもの権利について認識する機会となりました。

青少年指導員活動支援事業においては、青少年の創造的活動の助長と自発的活動及びその育成活動を推進し、青少年の健全な育成を図りました。

推進施策(18)

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

川崎市子ども会議を開催するとともに、子ども会議サポーター養成講座を開催し、子ども会議の進め方や子どもの権利についての理解を深めることで、サポーターとしての力量や見識を高めることができ、子ども会議の運営を支援しました。

推進施策(19)

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

子ども夢パークにおいて、子どもが中心となった委員会を組織し、子どもの意見を反映させて子ども自身が運営を行う、「こどもゆめ横丁」、「夢パまつり」、「KUJI ROCK」等のイベントを開催することで、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援しました。

推進施策(20)

育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

学校における生徒会活動では、活性化を図るために、「拡大要請訪問」や「特別活動部会総会」等さまざまな機会を通じて、生徒の発意や発想を活かし、生徒一人ひとりが活躍できる機会を計画的に設定する必要性と実践の具体策などを伝えることができました。

推進施策(21)

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

保育園利用者説明会において、保護者に保育方針、子どもの権利保障への取組等について説明するとともに、懇談会等で意見を出せる場を設けて利用者の意見を取り入れた保育

園運営を図りました。

こども文化センターにおける運営会議や各学校における学校教育推進会議等の開催により、子どもの参加活動を促し、保護者や地域の住民に子どもの意見が伝わる機会を設けました。

推進施策(22)

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークや青少年施設の子どもの運営委員会を定期的に行き、施設運営や行事の内容等に子どもの意見を反映させることで、子どもの意見表明、参加を促進しました。

〈総合評価〉

- 子ども会議においては、平成 29(2017)年度からは、「川崎市の良いところさがし」をテーマに、子どもたちが自発的に活動に取り組むことができている。また、令和元(2019)年度には、見学した場所を紹介する、「かわさきいいところマップ」を掲載するなど、取組の成果が出ています。
- 地域において、文化、スポーツなどについての各種子ども教室や施設見学等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加する機会をつくることができている。特に、こども防災塾については、高い応募倍率で注目が高いことから、イベントを通じての意識啓発に効果がみられます。
- 子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、それぞれの所管課で子ども向けのウェブサイトを作り、市政情報やイベント情報を掲載することができおり、ルビ振りや言葉遣い、写真の掲載による子どもにわかりやすい工夫ができています。また、イベント情報の掲載数は増加の傾向がみられます。

成果指標として設定した、地域の行事や話し合い（子ども会、子ども会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合については、目標を達成することができず、計画策定時（平成 26(2014)年度）よりも更に増加しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点も踏まえ、子どもの参加・意見表明の促進の方法を改めて検討する必要があります。

〈委員会の意見〉

推進施策(17)は、子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援するものである。

具体的取組として、①子ども会議を開催して市政等について子どもが市民として意見表明することの支援、②地域における文化やスポーツ活動等への参加の支援、③子ども向けの市政情報やイベント情報をホームページ等により提供している。

①については、新たに子どもたちが考えたテーマ「川崎市の良いところさがし」を設定したことで、分かりやすく取り組むことができたと思われる。今後も、常に今解決しなければならないテーマなのかをその都度、意識しながら変えていかなくてはならないことを念頭に進めてもらいたい。

②については、企業等と協力して子どもたちがいろいろな事を体験できる良い取組なので、参加できない子どもが出てしまうことがないように進めてもらいたい。

③については〇〇キッズページのようにそれぞれの所管課から市政に興味を持ってもらえるような情報提供への模索が見て取れる。わかりやすいホームページになるよう引き続き定期的な情報更新や興味を引くようなものの作成を望みたい。

推進施策(18)は、市政について子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催し、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援するものである。

具体的取組として、①子ども会議サポーター研修や学習会の実施によるサポーターの人材育成、②市子ども会議と行政区及び中学校区子ども会議との交流の促進を行っている。

①については、新しくより子どもの感性に近い大学生サポーターに登録してもらい、子ども委員への関わり方について深く研修を行う等工夫が見て取れる。事業ナンバー332の課題としては、「世代交代が課題」と述べられており、他都市との交流を図って、より効果的な研修を行ってもらいたい。

推進施策(19)は、子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するものである。

具体的取組として、子ども夢パークにおいて、「子どもゆめ横丁」、「KUJIROCK」の企画運営を子どもたちが自主的及び自発的に活動することを支援しており、成果を上げている。今後も、子どもだけで安心して自由に利用できる拠点づくりに更に取り組んでももらいたい。

推進施策(20)は、育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等の施設運営への配慮を行うものである。

具体的取組としては、学校における生徒会活動が挙げられるが、事業ナンバー336の課題にあるとおり、生徒会活動が役員等一部の取組になっていることが多く、生徒一人ひとりに当事者意識を持たせる工夫や改善ができているか検証する必要がある。また生徒会役員選挙を実物の選挙物品で同様に行う若年層啓発事業を引き続き実施してもらいたい。

推進施策(21)は、育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他の地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮するものである。

具体的取組としては、学校教育推進会議、学校運営協議会が挙げられる。発達段階や児童生徒一人ひとりのニーズに適した環境づくりに更に取り組んでもらいたい。

推進施策(22)は、子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くものである。

具体的取組としては、こども文化センターや青少年教育施設における子ども運営委員会の開催が挙げられる。

子ども運営委員会を通して、子どもが自ら育ち学べるシステムが定着してきているように見て取れる。これらを継続していくとともに、子どもの声や意見が実現していくことで、より積極的な参加が促進されると考える。

「子どもの参加」という条例の中でも重要な視点については、各所管で理解されてそれぞれの取組が継続的に行われ、新たなものを取り入れるよう努力していることも理解できる。参加の呼びかけも、市ホームページ上のこどもページでは、子どもたち自身が情報を探せるようルビを振るなどの努力もみられる。子どもの意見が実際に反映され、自主的に参加する人数が増加する仕組みづくりと支援がより一層求められている。

〔今後の方向性〕

「子どもの参加」という条例の中でも重要な視点について、今後、より多くの子どもが参加したいと思える広報や、参加した子どもの意見が実際に反映され、自主的に参加する人数が増加する仕組みづくりを推進していきます。

施策の方向V 相談及び救済

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進施策(23)(24) 計18事業

C(=目標をほぼ達成)：18事業

成果指標

困ったり悩んだりしたときに「どの相談・救済機関にも相談しない」と回答する子どもの割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
66.8% (子ども：11～17歳) 	56.1%	60.0%以下

設定の理由：子どもが困ったり悩んだりするときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。

〈取組状況〉

推進施策(23)

人権オンブズパーソンが子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行います。

安心して相談ができて簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、周知及び利用促進を図りました。

推進施策(24)

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

それぞれの特性に応じた相談窓口を設置し、子どもの権利侵害の状況に配慮した相談及び救済を行いました。

全市立小学校の児童に対して、「24時間子供SOS電話相談」の案内カードを配布することで、周知に努めました。

市ホームページ上のこどもページにおいて、子どもにわかりやすい表現で条例やイベント、相談窓口の情報などを発信することで、子どもがより安心して豊かに生活できるよう支援しました。

〈総合評価〉

- 人権オンブズパーソンにより、子どもの権利の侵害について相談者に寄り添った支援をすることができています。広報・啓発や小学校と中学校で子ども教室を開くことにより、制度の周知と利用の促進を行うことができています。
- 子どもの相談及び救済機関については、子どもの権利侵害の内容に応じて、数多くの窓口が設置されており、それぞれの専門性を活かした相談及び救済が行われています。相談カードの配布やQRコードの添付など、子どもが相談したい時に相談できるよう工夫されています。また、複雑化する相談内容に対応するため、関係機関の連絡会議等により適切な情報共有と連携を推進し、相談体制を整えることができています。
- 子どもの意識やライフスタイルの変化、家庭状況等の子どもを取り巻く環境を踏まえ、より多くの子どもが相談を行えるよう適切な工夫をしていくことが必要です。

成果指標として設定した、困ったり悩んだりしたときに「どの相談・救済機関にも相談しない」と回答する子どもの割合については、目標を達成することができました。

子どもの権利の救済のため、子どもの生活が多様化する中で、今後も困ったり悩んだり

するときに相談しやすい環境を整えていく必要があります。

〈委員会の意見〉

推進施策 (23) は、人権オンブズパーソンが子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行うものである。

具体的取組としては、①子どもの権利侵害に関する相談を受け付けて適切な助言や支援を行うこと、及び②人権オンブズパーソン制度の啓発物を作成、配布、動画を放映したり、③人権オンブズパーソン及び専門調査員が学校等を訪問して、いじめや人権に関する話をし、同制度や相談事例の紹介をしたりして同制度の周知を行うことが挙げられる。

①について、毎年子どもや保護者等から 110 件以上の相談を受け付け、いじめや虐待といった権利侵害等に継続的に対応している点は評価できる。他方、平成 23(2011)年度及び平成 24(2012)年度には相談件数が 200 件以上であったのに対し、ここ数年は相談件数が減少しており、その原因を究明するとともに、子どもの意識やライフスタイルの変化、家庭状況等の子どもを取り巻く環境を踏まえて、より多くの子どもが相談を行えるよう適切な工夫をしていくことが必要である。

②については、人権オンブズパーソン制度の連絡先を記した子ども相談カードを市内の全ての小中高等学校の全児童生徒に配布し、同制度のパンフレットを保護者等に配布し、ポスターを学校等に掲出した上、同制度のPR動画をアゼリアビジョンやYouTubeで放映するといった取組がみられ、精力的に啓発を行っていると感じられる。今後も、取組を継続しながら、上記①に関して述べたように、より多くの子どもが相談を行えるよう、SNSを含めた更なるインターネットの活用など、一層の活動を期待する。

③について、人権オンブズパーソン子ども教室では、人権オンブズパーソン及び専門調査員が学校等を訪問して、いじめ等の権利侵害事例を踏まえて子どもの人権に関する話をし、同制度の周知を行うものであり、直接話を聞くことによって、子どもが人権に関する理解を深めやすくなると考えられ、評価できる。また、同教室は、令和元(2019)年度は、小学校8校、中学校4校、児童養護施設等2施設で実施され、全体でのべ1,500人が参加しており、一定の成果を上げている。今後は、実施校及び実施施設を増やす等により一層の活動を期待する。

推進施策 (24) は、関係機関の連携のもと、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行うものである。

具体的取組としては、教育委員会事務局、こども未来局、及び区役所の各機関による、「24 時間子供SOS 電話相談」のような電話での相談や、児童相談所での相談等の対面を含む相談、LINE及びメールを用いたさまざまな相談窓口の設置運営が挙げられる。

相談事業に関しては、さまざまな手段で、さまざまな内容に対応した窓口が設置されており、権利侵害の特性に配慮した対応が行われている点は評価できる。他方、これはどの相談事業にも共通するが、各種相談窓口が、子どもの相談先として十分活用されているかという点には疑問が残る。子どもからしてみれば、知らない大人に対して相談をすることはハードルが高い。相談窓口があることを知っているものの、実際に相談することができないという子どもが多く存在すると考えられる。これに対しては、例えば一つの案として、現在行われているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用をより一層進めることが挙げられる。また、もう一つの案として、推進施策（24）に関連する各種相談窓口はもとより、そうでない部署においても、子どもが相談を行った際には、適切な相談先につなげられるような取組を徹底することが挙げられる。加えて、推進施策（24）に関連する各種相談窓口においては、子どもにとって、「この窓口に相談したら解決の方向が見える」と思ってもらえるように、相談担当者の相談技術の向上、及び相談窓口が子どもの力になれるという点をアピールし続けることが期待される。「誰にも相談できない」という子どもをなくせるよう、各種相談窓口が子どもにとって身近になるような取組が必要である。

相談窓口に関する広報としては、「24時間子供SOS電話相談」の案内カードの全市立小学校児童への配布や、市ホームページ上のこどもページにおける、相談窓口の情報の発信、多摩区役所の「多摩区こそだてweb」における地域のニーズに合わせた相談窓口情報の発信等がなされており、精力的な啓発活動として評価できる。もっとも、市ホームページ上のこどもページにおいては、ルビを振ること自体は評価されるべき一方で、ひらがなのルビによって電話番号等の相談先の情報が探しにくくなってしまっていることや、Web検索にかかりにくくアクセスがしにくいこと、及び各種相談窓口のページに虐待やいじめ等に関する具体例がなくその概要が分かりにくいことなど、改善の余地がみられる。

【今後の方向性】

相談事業について、各種相談窓口が子どもの相談先として十分に活用され、相談窓口に関する広報等により子どもにとって身近になるような取組を推進していきます。

2 重点的取組の状況等

重点1 子どもへの切れ目のない支援の取組

〈該当する取組〉

推進施策(14)-㉔

幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。

推進施策(14)-㉕

地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。

〈取組状況〉

子どもへの切れ目のない支援の取組について、第5次の行動計画に基づいて次の取組を実施しました。

[推進施策(14)-㉔について]

- 7区全てで取り組んでいる幼・保・小連携事業において、連絡会や懇談会を通じて関係者の交流を図り、取組について共有し、推進していく環境を整える支援をしました。
- 就学を控えた保護者向け事業においては、小学校入学を控えた子どもをもつ保護者の方の不安を解消することで、子どもが安心して小学校入学を迎えるための支援をしました。
- 小中連携教育推進事業においては、中学校区ごとに児童生徒の学習や生活の様子等について情報共有を行うことで、小中9年間の滑らかな接続をめざした教育環境づくりを進めました。

[推進施策(14)-㉕について]

- 母子保健に携わる職員等に対して研修を行い、資質の向上を図りました。思春期から、妊娠、出産、育児にわたって一貫して支援するため、子育てをめぐる環境の変化に対応し、適切かつ効果的な相談指導にあたるように研修を行いました。
- 川崎市妊娠・出産包括支援事業を実施し、子どもを産み育てやすい環境を整備しました。妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、相談数は、平成29(2017)年度の880件から令和元(2019)年度の1,358件へと増加しました。また、休日には両親学級及び産後ケア事業を実施しました。
- 各区が関係機関と連携し、子ども子育て支援を推進しました。意見交換や情報共有など

により、地域全体における課題認識が共有され、関係機関の連携を円滑にしました。

〈総合評価〉

各区の連携事業によって幼稚園・保育園から中学校まで切れ目のない支援を行うことができました。また、出産から産後、育児と親に対する支援も行うことができています。母子保健に携わる職員が思春期から妊娠、出産、育児にわたって一貫して支援するために、子育てをめぐる環境の変化に対応し、適切かつ効果的な相談指導にあたるよう研修を行うなど、支援の質の向上に取り組むことができました。

〈委員会の意見〉

切れ目のない支援を行う場合に、幼・保と小学校、小学校と中学校との引継ぎが課題であった。この点で連絡会や懇談会の実施、小中連携教育推進事業の実施は評価できる。しかし、こうした引継ぎがどの程度具体的であるか、また一人ひとりの子どもたちにとって必要な配慮事項が現場の担当教員にまできちんと届いているのか、その点の評価を十分に行っていく必要がある。

地域の関係機関・団体との情報共有と連携については、これまでの委員会によるヒアリング等において不十分であるという声も聞かれた。市が進める地域との協働の観点からは子どもの課題を地域と常時共有し相互の見立ての交換などを行うことが定例化される必要がある。

〔今後の方向性〕

今後も、地域の関係機関・団体間の連携については、意見交換や情報共有などにより十分に取り組んでいく必要があります。

重点2 困難を抱える子どもを支援する取組

〈該当する取組〉

推進施策(4)-⑦

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないように、やさしい日本語を用いた情報発信や、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行います。

推進施策(4)-⑧

性別による差別や不利益を受けることがないように、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。

推進施策(4)-⑨

身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。

推進施策(7)-⑭

各種子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。

推進施策(11)-⑳

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

推進施策(11)-㉑

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

推進施策(12)-㉒

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。

推進施策(12)-㉓

学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

〈取組状況〉

困難を抱える子どもを支援する取組について、第5次の行動計画に基づいて次の取組を実施しました。

[推進施策(4)-⑦について]

○防災啓発冊子「備える。かわさき」について、難しい言葉や専門的用語を簡単な言葉に置き換えたやさしい日本語版を発行し、日本語が得意でない方や小学校低学年への防災啓発のために活用しました。毎年、実施回数、参加者数ともに増加している防災講座や各種イベント等を通じて配布してきたことで、より多くの子どもに分かりやすい啓発冊子による防災知識の啓発が行えました。

○多文化、多言語に配慮した情報提供を保育園、学校で行いました。保育園では、お便りにルビを振ったりやさしい日本語で表記したり、読みやすくなるような工夫等、外国籍

等の保護者が情報を得やすくしました。学校では、外国籍の子どもがいる保護者に外国人保護者用就学ハンドブックを配布し、日本の学校制度や就学に関わる手続き等について伝えました。全部で9言語に対応できるようにしました。

[推進施策(4)-⑧について]

- 性的マイノリティ人権関連事業については、企業向けLGBTセミナーや人権フェア等の場において、性的マイノリティに関するパネル展示や関係団体のリーフレット等の配布を行うなど、人権意識の普及活動を行いました。
- 男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学生を対象に配布しました。併せて、教員用に活用の手引きを配布し、学校教育における男女平等の推進に向けた実践の視点等の周知に努めました。

[推進施策(4)-⑨について]

- 地域療育センターにおける相談事業においては、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族について総合的療育サービスを展開し、子どもに寄り添った援助を行いました。
- 地域での生活を支援するための障害福祉サービスについては、在宅支援と放課後活動等支援を行いました。在宅支援においては障害のある子どもが豊かな地域生活を送れるよう、法に基づいたサービスの提供を、放課後活動等支援においては市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中の余暇活動の充実を図り、児童と保護者の地域における生活を支援しました。

[推進施策(7)-⑭について]

- 市内53か所の地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、育児講座や親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などを提供することで、地域の子育て支援を推進しました。
- ひとり親家庭への相談支援事業や母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業においては、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、ひとり親家庭への支援を総合的に行いました。ひとり親家庭サポートガイドブックの作成により、分かりやすい支援施策の周知や必要に応じた窓口を案内しました。また、各種説明会や講座を実施するとともに、雇用情報や資格取得に向けた支援施策を紹介しました。
- 各区において、子どもに関するさまざまな悩みを抱える親に対し、情報誌の配布や講座を開催しました。

[推進施策(11)-㉑について]

- 条例パンフレット等の配布を通して、市内学校の児童生徒や子育て施設の職員が条例を知り、理解を深めることを推進しました。職員全体の条例認知度を上げることや条例についての理解につながっています。
- 体罰防止についての意識啓発や人権尊重教育推進担当者研修において、教職員に対して

子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発しました。

[推進施策(11)-㉒について]

- 施設委託児童に対し、「子どもの権利ノート」を配布することで相談しやすい環境を整備し、児童の権利擁護を図りました。また、相談カード「ひとりで悩まないで」を配布することで、さまざまな悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行いました。相談カードにQRコードを付けることで、より相談しやすくしました。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置、活用により、学校からの要請に対して関係機関等と連携しながら、児童生徒及び保護者の抱える課題の解決に向けた支援や教職員への助言等を行いました。

[推進施策(12)-㉔について]

- 教職員を対象にした研修において、体罰やいじめの防止などの指導能力の向上を図りました。参加体験型プログラムのため、子どもの心をほぐすための方策について具体的に学ぶことができ、研修を今後の学習指導や学級経営の実践に活かしました。

[推進施策(12)-㉕について]

- 区を単位とした学校運営支援においては、学校だけではなく、保護者や地域との連携を行い、情報共有することで円滑な対応を図りました。また、支援が必要な児童生徒や家庭に対しては迅速かつ丁寧に対応しました。
- 児童生徒指導点検強化月間の実施においては、教育相談やアンケートのほか、児童生徒の主体的ないじめの防止のための取組を各学校で実施しました。

〈総合評価〉

困難を抱える子どもを支援する取組として、多言語対応、性的マイノリティ人権事業、子育てにかかる講座、障害のある子どもをもつ親への支援、ひとり親家庭への支援ができました。また、研修や啓発等により、児童虐待やいじめの未然防止、早期発見・早期対応、救済・回復に取り組むことができました。

〈委員会の意見〉

多言語対応、性的マイノリティ人権事業、子育てにかかる講座、教職員への研修・啓発等を着実に進めていることは評価できる。しかし、困難を抱える子ども支援という項目をあえて重点施策として盛り込んだ意味からすれば、事業・講座等を増加させる以上に大切なことは、その効果測定を子ども側から行っているかということである。例えば、地域療育センターの相談事業や障害福祉サービスによる支援は、利用者が十分な満足を得られるものとなっているのか、また、いじめ等を受けている子どもたちに対して教員はどのような声掛けをしているのか、すべきなのか等、市は指導力の向上について評価

を十分に行っていく必要がある。

また、学校運営支援については、保護者や地域との連携が挙げられているが、困難を抱える子どもと保護者との情報共有を一層進めていくことを期待したい。

なお、コロナ禍において、困難を抱える家庭・子どもの増加が顕著であり、市としてはそのキャッチアップに力を入れる必要がある。

〔今後の方向性〕

新型コロナウイルス感染症への対応など、社会状況の変化によって増加することが見込まれる困難を抱える家庭や子どもを支援していくための取組をより一層推進してまいります。

重点3 子どもの居場所を支援する取組

〈該当する取組〉

推進施策(15)-⑳

地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センター事業等の子どもの居場所づくりを行います。

推進施策(15)-㉑

不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行います。

推進施策(15)-㉒

子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、広報や啓発事業を実施します。

〈取組状況〉

子どもの居場所を支援する取組について、第5次の行動計画に基づいて次の取組を実施しました。

[推進施策(15)-⑳について]

- 学習支援・居場所づくり事業では、生活保護受給世帯等の小中学生の高校等進学を支援しました。また、対象世帯、対象学年、実施か所数を拡大することで、貧困の連鎖の防止に向けた早期の支援を充実させました。
- 子ども夢パーク事業の中のプレーパーク事業においては、プレーパークでの自由な遊び

を通して、子どもたちの自分で考え、決めて、判断できる力等を育みました。

[推進施策(15)-㉓について]

- 子ども夢パーク事業における不登校児童生徒対策事業として、「フリースペースえん」では子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等を通じて不登校の児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実現しました。
- 市内6か所の適応指導教室（ゆうゆう広場）の運営を通じて、不登校児童生徒の主体的な学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。

[推進施策(15)-㉔について]

- 条例のパンフレット、リーフレットの配布を通して、子どもの居場所について広報しました。

〈総合評価〉

子どもの居場所を支援する取組として、子ども夢パークや適応指導教室（ゆうゆう広場）等の居場所で、児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを行うことができました。

〈委員会の意見〉

子ども夢パーク、適応指導教室（ゆうゆう広場）など市が子どもの居場所を整備している点は従前どおり評価したい。しかし、この居場所支援を重点施策としたときに強調されたのが、「ありのままの自分でいられること」ということと心の面の安全安心な居場所の重要性である。その意味では、どこかに行ける居場所とともに市のどこにいても心の平穏が得られる居場所づくりのため、市が掲げる多様性の尊重が成長段階ごとに保障されるようハード面・ソフト面での一層の環境整備を期待する。

なお、コロナ禍において、物理的居場所の利用の制約が生じる中、心理面での支援のアウトリーチが一層望まれる。

〔今後の方向性〕

川崎市においても不登校児童生徒が増加している中、今後も子どもが安心して過ごせる環境づくりや居場所づくり、また、子どもの社会的自立につながるような支援を推進してまいります。

